

～企業の発展・存続をあらゆる角度からサポートします!!～



税理士法人 飛驒会計事務所

# あおぞら



染付龍吉祥紋大皿、染赤龍間取寿果紋花生（株式会社 芳国舎洪草製陶所 所蔵）



税理士法人 飛驒会計事務所

〒506-0025 岐阜県高山市天満町4丁目65番地  
TEL<0577>32-0979(代)  
FAX<0577>33-0917

Homepage <http://www.hida-kaikei.com>  
Email: [takayama@hida-kaikei.com](mailto:takayama@hida-kaikei.com)

2024.1.発行 / 税理士法人飛驒会計事務所CS委員会



NO.49

# 「電子保存義務化」への対応

税理士法人 飛驒会計事務所 所長 青山 真琴

## I はじめに

新年明けまして、謹んでお慶び申し上げます。顧問先の皆様には日頃より、ご愛顧賜りまして心よりお礼申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の位置づけが、五月八日より「2類相当」から「5類感染症」に引き下げられました。結果として政府は一律に日常における基本的感染症対策を国民に対して求めることはなくなりました。三年以上にわたったコロナ対策が「平時」を取り戻すために大きく転換しました。

## II 「観光都市高山」の現況

「観光都市高山」では、受け入れ体制が整わない状態で観光客が一気に来訪したために、夏から秋にかけては「オーバートゥリズム」に近い現象が生じる程となりました。「オーバートゥリズム」とは、観光客が一部の地域や時間帯に集中する事に依って発生する現象です。過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下等を指します。コロナ禍明けで人の移動が増えただけではなく、旅行支援を利用す

る日本人観光客の増加と、円安の影響で来易くなった外国人観光客の増加で、全国の観光地と同様に人が集まり過ぎた事が要因でした。

高山においては、外部資本が経営する大規模なビジネスホテルが数多く開業（今後更に増加する予定あり）しました。ホテルの雇用を地元の人だけでは賄いきれず、派遣社員などを採用しても人手不足となっています。リネンサプライ業者（宿泊者向け洗濯事業）及び客室のクリーニング業者の供給量にも限度があるため、客室が増えても、客室をフル稼働する事が難しくなっている様です。ホテル進出により、雇用創出のプラスの影響が期待されました。現実としては、地元企業（あらゆる業種）の人手不足が更に深刻化し、賃金水準（パートを含む）が高騰して企業経営にマイナスの影響が生じている事が危惧されています。

## III 電子取引データの

### 電子保存が本格化

#### A、電子保存義務化とは

令和五年十月からインボイス制度が始まり、その対応が大変とな

りましたが、今年一月一日からは電子取引データの電子保存が本格的に義務化されます。

改正電子帳簿保存法による、電子データの紙での保存を認める「宥恕措置」が令和五年十二月末で終了し、今年一月一日からは、電子での保存が義務化されます。

具体的には、電子データで受け取った請求書や領収書等（電子取引データ）が該当し、電子データとして保存することが必須となります。規模を問わず全ての法人・個人の事業者が対象のため、電子取引データを適切に電子保存する体制を整備することが喫緊の課題となっています。

#### イ、「電子取引」の事例

- ① 電子メールによる請求書・領収書
  - ② インターネットサイトからの物品購入
  - ③ インターネットでの各種取引（クレジットカード利用明細・Webサイトからの請求書・領収書の受け渡し等々）
  - ④ FAXを利用した電子データの受取り
- 以上のように各種あります。

#### ウ、「電子取引データの保存」の仕方

顧問先企業の皆様は、社内の事務処理体制の構築及び保存ツールの見直しについて検討される必要があります。例えば、スキャナー

保存や各種ソフト会社の専用ソフトが数多く提供されていますので、保存要件を満たす専用ソフトの導入を検討する事になると思います。

弊事務所では、FXシリーズ（TKC自計化システム）をご利用頂いている顧問先企業の皆様には、FXシリーズの「**証憑保存機能**」をご利用される事をお薦めしています。

「証憑保存機能」を使うことで、簡単に電子取引データの電子保存の本格義務化に対応する事が可能となります。

「証憑保存機能」の詳細につきましては、弊所監査担当者にお問合せいただければ、「TKC証憑保存ツール」の利用方法についてご説明いたします。是非ともご相談ください。

## IV おわりに

令和六年は、新型コロナウイルス対策が終息し、経済活動も従前の状況に戻り、新たな転換期の始まりとなりました。企業の事務体制については、インボイス制度の施行開始に続いて、電子取引データの電子保存義務化も始まり、事務負担が相当増えてまいります。弊事務所は、貴社の事務体制構築のご支援を全力でご支援したいと思っております。最後になりましたが、本年貴社が益々ご繁栄されます事と皆様のご健勝を衷心より祈念申し上げます。